

全社民発第 330 号
令和3年 12月 15日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

全国民生委員児童委員連合会

会 長 得能 金市



全国民生委員児童委員連合会 会長 得能 金市

北海道民生委員児童委員連盟	会長 佐川 徹	山口県民生委員児童委員協議会	会長 倉永 健造
青森県民生委員児童委員協議会	会長 工藤 泰子	徳島県民生委員児童委員協議会	会長 速水 克彦
岩手県民生委員児童委員協議会	会長 藤本 莞爾	香川県民生委員児童委員協議会連合会	会長 前田 昭文
宮城県民生委員児童委員協議会	会長 黒沼 篤司	愛媛県民生児童委員協議会	会長 高岡 順子
秋田県民生児童委員協議会	会長 太田 春海	高知県民生委員児童委員協議会連合会	会長 池永 彰美
山形県民生委員児童委員協議会	会長 奈良崎 正明	福岡県民生委員児童委員協議会	会長 石橋 壯児
福島県民生児童委員協議会	会長 篠原 清美	佐賀県民生委員児童委員協議会	会長 石井 智俊
茨城県民生委員児童委員協議会	会長 倉持 嘉男	長崎県民生委員児童委員協議会	会長 松藤 嘉嗣
栃木県民生委員児童委員協議会	会長 日向野 文代	熊本県民生委員児童委員協議会	会長 季平 聖也
群馬県民生委員児童委員協議会	会長 塚田 征子	大分県民生委員児童委員協議会	会長 定宗 瑛子
埼玉県民生委員・児童委員協議会	会長 大谷 富夫	宮崎県民生委員児童委員協議会	会長 長田 一郎
千葉県民生委員児童委員協議会	会長 榎本 豊	鹿児島県民生委員児童委員協議会	会長 渡邊 正人
東京都民生児童委員連合会	会長 寺田 晃弘	沖縄県民生委員児童委員協議会	会長 藏當 博文
神奈川県民生委員児童委員協議会	会長 桐生 行雄	札幌市民生委員児童委員協議会	会長 紙谷 京子
新潟県民生委員児童委員協議会	会長 本多 満理子	仙台市民生委員児童委員協議会	会長 大内 修道
富山県民生委員児童委員協議会	会長 得能 金市	さいたま市民生委員児童委員協議会	会長 根本 淑枝
石川県民生委員児童委員協議会連合会	会長 三国 外喜男	千葉市民生委員児童委員協議会	会長 齋藤 一男
福井県民生委員児童委員協議会	会長 大島 友治	横浜市民生委員児童委員協議会	会長 宮田 光明
山梨県民生委員児童委員協議会	会長 竹内 稔	川崎市民生委員児童委員協議会	会長 森 昭司
長野県民生児童委員協議会	会長 伊藤 篤志	相模原市民生委員児童委員協議会	会長 大貫 君夫
岐阜県民生委員児童委員協議会	会長 澤井 基光	新潟県民生委員児童委員協議会連合会	会長 湯田 昭子
静岡県民生委員児童委員協議会	会長 杉本 正	静岡市民生委員児童委員協議会	会長 梶谷 浩
愛知県民生委員児童委員連盟	会長 丹羽 蒼	浜松市民生委員児童委員協議会	会長 杉山 晴康
三重県民生委員児童委員協議会	会長 速水 正美	名古屋市民生委員児童委員連盟	理事長 木下 靖治
滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	会長 呉屋 之保	京都市民生児童委員連盟	会長 村井 健次郎
京都府民生児童委員協議会	会長 本郷 俊明	大阪市民生委員児童委員連盟	会長 吉川 郁夫
大阪府民生委員児童委員協議会連合会	会長 新庄 桂子	堺市民生委員児童委員連合会	会長 中辻 さつ子
兵庫県民生委員児童委員連合会	会長 亀田 龍昇	神戸市民生委員児童委員協議会	理事長 橋本 好昭
奈良県民生児童委員連合会	会長 小西 満洲男	岡山市民生委員児童委員協議会	会長 岸本 俊男
和歌山県民生委員児童委員協議会	会長 松下 明	広島市民生委員児童委員協議会	会長 肥後井 昭
鳥取県民生児童委員協議会	会長 田中 俊幸	北九州市民生委員児童委員協議会	会長 中杉 長男
島根県民生児童委員協議会	会長 住田 達宣	福岡市民生委員児童委員協議会	会長 小田原 睦子
岡山県民生委員児童委員協議会	会長 高山 科子	熊本市民生委員児童委員協議会	会長 小山 登代子
広島県民生委員児童委員協議会	会長 佐藤 裕幸		

こども庁設置後も、民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)が地域で一体となって活動できるよう、厚生労働大臣の委嘱・指名による現行制度の堅持を強く要望します。

全国約 23 万人の民生委員・児童委員は、民生委員法と児童福祉法に位置づけられた制度であり、70年以上の長きにわたり、厚生労働大臣による委嘱のもと、不可分一体の制度として活動を展開してきました。具体的には、子ども、障害児・者、高齢者、生活困窮者等の多様な地域生活課題のある住民の相談を受け止め、その解決のためさまざまな関係機関につなぐ役割や地域づくりを推進する役割を担っており、今日の地域共生社会づくりや包括的支援と軌を一にして活動しています。

現在政府で検討されているこども庁設置については、子どもへの支援を強化するものと大きな期待を寄せています。児童虐待、子どもの貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等、近年の子どもに関わる諸課題は家庭や地域の福祉課題でもあり、民生委員活動と児童委員・主任児童委員活動が一体となった取り組みが一層重要となるものと受け止めています。

そうしたなかにあつて、こども庁の設置に伴い、民生委員と児童委員・主任児童委員のそれぞれの所管や委嘱・指名について、厚生労働省とこども庁にてそれぞれ行うことは、これまでの地域の住民に最も近くで展開している一体的な支援活動、また民生委員児童委員協議会運営に混乱を招くものであり、到底受け入れることはできません。

円滑な活動を継続するためにも、こども庁設置後も民生委員・児童委員の委嘱と主任児童委員の指名権者を厚生労働大臣とし、両制度の所管を含め現行制度が堅持されるよう強く要望します。